

平成 27年 5月 20日

【添付書類についての注意事項】

▶添付書類①：

- 新補助事業者が前補助事業者と同一住所の場合 ⇒「住民票（世帯全員）」
- 新補助事業者が前補助事業者と異なる住所の場合 ⇒新補助事業者「住民票」と「戸籍謄本」

▶添付書類②：

(注)電灯契約者名義が、新補助事業者に変更されていることをご確認ください。

▶添付書類③：


死亡届または除籍や住民票除票など死亡年月日を確認できる書類を1通

*①の書類に、③の内容が記載されている場合は、改めて③を添付する必要はありません。

(例：除票含む住民票)

JPEAへ送付する日を記入ください

申請者(新補助事業者)

ふりがな	たいようこう えねこ	
氏名	太陽光 恵音子	
住所	[〒279 - ****] 千葉県浦安市〇〇町1丁目2番333-1	認印可 ※シャチハタ除く
電話番号	047-987-6***	
現補助事業者との続柄	妻	

補助事業者名義変更申請書（相続用）

補助事業者の死去に伴い、相続人として下記のとおり補助事業者名義変更を申請いたします。

記

交付決定通知書に記載されている14桁の番号です


1. 現補助事業者:

交付又は受理番号	50009999990019
氏名	太陽光 次郎
死亡年月日	平成 27年 5月 10日
住所	〒279-**** 千葉県浦安市〇〇町1丁目2番333-1
電話番号	047-987-6***

2. 相続にあたっての確認事項:

新補助事業者氏名を記入ください

新補助事業者（太陽光 恵音子）は、現補助事業者と同じく、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程、住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業実施細則、住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業実施細則、住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業及び住宅用太陽光発電高度普及促進復興対策事業実施細則に基づき、対象システムをその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図るべきであることを確認し了解致しました。

新補助事業者	太陽光 恵音子	
--------	---------	---

認印可
※シャチハタ除く

3. 添付書類

- ① 新補助事業者の住民票(世帯全員記載)、同居以外の場合はさらに戸籍全部事項証明書
- ② 新補助事業者による電力受給契約書写し(検針票でも可)
- ③ 死亡届記載事項証明書又は除籍個人事項証明書等、亡くなった事を確認できる公的書類
以上

個人情報に関する事項:

本書により得られた個人情報は、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金等の交付に関わる目的並びに各都道府県における住宅用太陽光発電の補助金等に関わる目的以外に使用する事は致しません。